No.264 2019年2月21日

□■感染症情報(H31年第6週)□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■

●トピックス

◆県内における麻しん（はしか）患者の発生について（H31年2月12日）

県内において，臨床診断された後，県衛生研究所で検査した結果，麻しん（はしか）患者と確定されました。

保健所において，当該患者の接触者の調査等を実施し，感染拡大防止に努めています。

＜麻しんとは＞

原　　因：麻しんウイルス

潜伏期間：10～12日間

症　　状：感染すると約10日後に38℃程度の発熱や咳，
鼻水といった風邪のような症状が2～4日続き，
その後39℃以上の高熱とともに発疹が出現します。

治　　療：特異的な治療法はなく，対症療法

感染経路：空気感染，飛沫感染，接触感染で感染力は非常に
強いと言われている。

感染症法：五類感染症，全数把握疾患（診断を行った医師は
保健所に届け出ることになっている）

予防方法：ワクチン接種

【麻疹（はしか）患者の発生について　H31年2月12日】

http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/yobo/kiki/yobo/kansen/idwr/press/20190214-infle.html

【麻しん（はしか）にご注意！！】

http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/eiken/idwr/documents/measles-leaf.pdf

◆県内全域における「インフルエンザ警報」の継続及び施設におけるインフルエンザ感染者の死亡について（H31年2月14日）

鉾田保健所管内において，1定点あたり第5週48.00，第6週21.20と先週より減少しました。

県において，1定点あたり第5週47.81（国57.18），第6週26.32（国43.24）と先週よりさらに減少しています。県内全12保健所において，先週より減少傾向にありますが，「インフルエンザ警報」は現在も発令中ですので，引き続き注意が必要です

管轄保健所別のインフルエンザ定点当たりの患者報告数をみると，

古河（38.50），ひたちなか（36.25），土浦（35.69），竜ケ崎（32.71）の順に高い状況です。

＜県衛生研究所におけるインフルエンザウイルス検出率＞

期　間：H30 年 9 月 3 日から H31 年 2 月 10 日まで

内　訳：AH3（A 香港型）［33.33%］

AH1pdm09　　［66.67%］

B 型　　［　0%］

県において，インフルエンザ警報が発令され，インフルエンザによる学級閉鎖等措置や集団発生が発生していますので，こまめな手洗いや咳エチケット等感染対策の徹底をお願いいたします。

一般的にインフルエンザを発症してからら，3～7 日間はウイルスを排出すると言われていますので，その期間は，外出を控えるようお願いします。

また，施設等で感染症等による集団発生等があった場合には，早急に管轄の保健所へ報告をお願いします。

★＝★＝★＝★＝★＝★＝★＝★＝★＝★＝★＝★＝★＝★＝★＝★＝★

＜集団発生時の定義・報告基準＞

（厚生労働省通知　H17 年 2 月 22 日付け

「社会福祉施設などにおける感染症等発生時に係る報告について」）

（１）同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が 1 週間内に 2 名以上発生した場合

（２）同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる者が 10 名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

（３）（１）及び（２）に該当しない場合であっても，通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ，特に施設長が報告を必要と認めた場合

★＝★＝★＝★＝★＝★＝★＝★＝★＝★＝★＝★＝★＝★＝★＝★＝★

【インフルエンザ流行情報　第 10 報（県）】

http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/eiken/idwr/influenza/documents/2018sflureport10.pdf

【インフルエンザ様疾患による学級閉鎖等措置・集団発生等の状況について（第 19 報）】

http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/eiken/idwr/influenza/documents/2018flu19.pdf

【施設におけるインフルエンザ感染者の死亡について（H31 年 2 月 14 日）】

http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/yobo/kiki/yobo/kansen/idwr

/press/20190214-infle.html

【平成30年度　今冬のインフルエンザ総合対策について（厚生労働省）】

https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/index.html

【平成30年度インフルエンザQ&A（厚生労働省）】

https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/qa.html

【インフルエンザとは（国立感染症研究所）】

https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/a/flu.html

◆県庁行政棟における風しん患者の集団発生の終息について（H31年2月8日）

県庁行政棟に勤務する職員の風しん患者の集団発生については，H30年12月12日に1人目の風しん患者の発生届出が報告されて以降，12月31日までに計14人の患者の発生が確認されましたが，行政棟に勤務する職員の新たな患者は，H30年12月31日を最後に発生していないことから，H31年2月8日，県庁行政棟における風しん患者の集団発生が終息したと判断しましたので，お知らせいたします。

※終息の判断基準については，国立感染症研究所が策定した「自治体における風しん発生時対応ガイドライン（第2版）」の終息の定義「風しん患者との最終の接触者発生から6週間，集団における新たな風しん患者が発生しない。」に基づいています。

【県庁行政棟における風しん患者の集団発生の終息について（H31年2月8日）】

http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/yobo/kiki/yobo/kansen/idwr/press/documents/310208_shiryou.pdf

【自治体における風しん発生時対応ガイドライン（第二版）2018年8月31日】

https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/rubella/rubella_gl_180831.pdf

●感染症サーベイランス情報

【県内の保健所別報告数】

（2019年第6週　2月4日～2月10日）　　（2019年第6週までの報告数累計）

結　核　5件（鉾田0件，他5件）　県　46件，　全国 1530件

腸管出血性大腸菌感染症　1件（竜ケ崎）　県　3件，　全国　84件

急性弛緩性麻痺　1件　（つくば）　県　2件，　全国　6件

劇症型溶血性レンサ球菌感染症　1件（土浦）　県　2件，　全国　105件

侵襲性肺炎球菌感染症　2件（水戸，日立）　県　9件，　全国　439件

百日咳 6件

（鉾田2件，潮来1件，竜ヶ崎1件，つくば2件）　県　54件，　全国 1433件

★ 当

メールの内容についてのお問

い合わせは下記までお願いします。　　茨城県鉾田保健所　健康指導課

E-Mail：hokoho03@pref.ibaraki.lg.jp TEL:0291-33-2158

**********鹿行地域感染等対策ネットワーク********** 【事務局】

土浦協同病院 | なめがた地域医療センター | 茨城県鉾田保健所

| 〒311-1517 行方市井上藤井98-8 | 〒311-3516 鉾田市鉾田1367-3

| TEL:0299-56-0600 | TEL:0291-33-2158 FAX:0299-37-4111 FAX:0291-33-3136

****